

松阪・多気・明和・大台圏域観光連携事業推進協議会 WEB サイト制作業務委託 仕様書

1. 業務の名称

松阪・多気・明和・大台圏域観光連携事業推進協議会 WEB サイト制作業務

2. 目的

圏域内の観光情報の発信や周遊観光を促進するための WEB サイトを制作し、圏域観光に関する認知度向上を図り、観光客の増加につなげることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4. 納入場所

松阪・多気・明和・大台圏域観光連携事業推進協議会

（事務局：松阪市産業文化部観光交流課）

〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1

電話/FAX：0598-53-4405/0598-22-0003

e-mail：kank.div@city.matsusaka.mie.jp

5. 業務内容

（1）WEB サイト制作に関する事項

- 1) WEB サイト制作に向けてスケジュールを作成すること。
- 2) 松阪・多気・明和・大台圏域における観光資源、特産品などを把握したうえで、圏域の魅力の発信や、交通手段なども考慮して WEB サイト閲覧者にわかりやすく、圏域内の周遊観光を促すことができる WEB サイトの制作を行うこと。
- 3) WEB サイトの構成は、TOP ページのほか、新着情報を掲載できる CMS の導入、圏域内の周遊モデルコースを 4 コース以上設定して掲載、期間限定などの周遊モデルコースを随時追加掲載できる CMS の導入、各市町の観光資源や特産品の紹介（既存の各市町の WEB サイトへのリンクでも可）、松阪・多気・明和・大台圏域観光に係る電子版データの掲載（リンクでも可）、圏域へのアクセスマップの掲載を行うこと。
上記以外に、効果的な掲載内容の提案は行うことができるものとする。
- 4) WEB サイトのデザイン等においては、当協議会で既刊の圏域観光情報冊子との親和性がとれたものとする。
- 5) CMS については、本業務の目的を踏まえたうえで最適なものを提案することと

し、操作マニュアルを用意すること。

- 6) ページ制作に必要な各種資料の調査、取材・ヒアリングは、受託者で行うこととし、その際にかかる費用（交通費、宿泊費、食品等の購入費等）は、委託料に含むものとする。

なお、松阪市、多気町、明和町、大台町が所有する画像等については、提供を求めることができるものとする。

- 7) インターネットを経由してブラウザのみで利用可能とし、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムとすること。

閲覧ブラウザは、以下のものに対応すること。

Microsoft Edge、Safari、Google Chrome、Firefox、iOS・Android の標準ブラウザ

- 8) スマートフォンなどのモバイル端末でも閲覧しやすいデザインとすること。
- 9) 基本言語は日本語とすること。
- 10) SEO 対策のためにキーワード、タイトル等を考慮してページを制作すること。
- 11) セキュリティ対策を講じてウイルス感染など様々なリスクに対応したシステムを導入すること。
- 12) 受託者が安全性の高いサーバーを確保してドメインを取得し、必要な初期設定を行うこと。
ドメインの取得、サーバーの契約、利用にかかる諸経費及び当該年度のサーバーの利用料、保守に係る費用は、委託料に含むものとする。

(2) WEB サイト運用管理に関する事項

- 1) アクセス状況の解析を行い、WEB サイト公開以降は、解析結果を毎月報告すること。
- 2) 障害発生時は速やかに対応し、復旧までの時間と対応内容を記録・報告すること。
- 3) 利用するソフトウェア、アプリケーション及び CMS については、開発元のサポート期間内のものを利用すると共に、最新のセキュリティパッチを適用すること。
- 4) 不正アクセスの監視及び防止対策を行うこと。
- 5) SSL サーバー証明書を利用すること。
- 6) バックアップ等、必要と思われる保守要件を可能な限り具体的に提案すること。
- 7) 問い合わせ窓口（サポート窓口）があり、操作に関する問い合わせ等に対応できること。
- 8) 次年度以降の保守業務の内容はサーバー、ドメインの管理、アクセス解析、バックアップ、セキュリティ対策、障害発生時の対応、問い合わせ窓口の設置と

する。

- 9) 次年度以降の保守業務にかかる費用は企画提案書に記載すること。なお、次年度の保守・運用契約については、別途契約手続きを行う予定であり、記載した金額を超える契約は行わない。

6. 成果品

業務完了後、速やかに業務完了報告書と共に、以下の成果品を電子データ（Word 形式、PowerPoint 形式または PDF 形式）で提出すること。

- ・制作した WEB サイト一式及び制作に係る資料（WEB サイト設計書、デザイン設計費、システム設計書等）
- ・システムの操作マニュアル一式
- ・WEB サイト制作に使用した画像、動画等の素材一式

7. 留意事項

- (1) 業務の詳細については、市と協議の上決定し、進捗状況を綿密に市に報告すること。
- (2) 事業に係る一切の費用は、契約金額に含むものとする。
- (3) WEB サイトの制作に必要な取材等においては、必要な撮影許可等をとること。
- (4) 本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権等について、第三者の権利を侵害しないこと。当該権利に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、当協議会は責任を負わない。
- (5) 委託業務の遂行のために松阪市、多気町、明和町及び大台町が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。
- (6) 本件における成果品の著作権等の一切の権利は当協議会に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識・技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、当協議会は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (7) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- (8) 個人情報の取扱いは、個人情報保護法を遵守すること。
- (9) 本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ当協議会から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (10) 本仕様書に定めのない事項が発生した場合、及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、当協議会と受託者が協議の上、決定する。